

第二級アマチュア無線技士「法規」試験問題

30問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局の開設等について述べたものである。電波法（第4条及び第110条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① アマチュア無線局を開設しようとする者は、総務大臣の **A** を受けなければならない。
 ② ①の規定による **A** がないのに **B** した者は1年以下の懲役又は **C** の罰金に処する。

	A	B	C
1	免許	送信空中線を設置	50万円以下
2	免許	無線局を開設し、又は運用	100万円以下
3	登録	送信空中線を設置	100万円以下
4	登録	無線局を開設し、又は運用	50万円以下

A-2 次の記述は、アマチュア無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第10条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 **A** ときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
 ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項又は第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、 **B** を省略することができる。

	A	B
1	工事落成の予定期日になった	その一部
2	工事落成の予定期日になった	当該検査
3	工事が落成した	その一部
4	工事が落成した	当該検査

A-3 無線局の免許の有効期間及び再免許の申請に関する次の記述のうち、電波法（第13条）及び無線局免許手続規則（第17条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許の有効期間は、免許の日から起算して1年以上10年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
 2 免許の有効期間は、免許の日から起算して10年を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
 3 再免許の申請は、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上1年を超えない期間において行わなければならない。
 4 再免許の申請は、アマチュア局にあつては免許の有効期間満了前1箇月以上3箇月を超えない期間において行わなければならない。

A-4 次の記述は、無線局の免許人の申請による周波数等の変更について述べたものである。電波法（第19条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人が **A** 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 **B** と認めるときは、その指定を変更することができる。

	A	B
1	識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力	電波の規整その他公益上必要がある
2	識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力	混信の除去その他特に必要がある
3	電波の型式、周波数、無線設備の設置場所	電波の規整その他公益上必要がある
4	電波の型式、周波数、無線設備の設置場所	混信の除去その他特に必要がある

A-5 次の記述は、周波数測定装置の備付けを要しない送信設備について述べたものである。電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の A を B パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているものは、周波数測定装置の備付けを要しない。

A	B
1 特性周波数	0.0025
2 特性周波数	0.025
3 周波数偏位	0.0025
4 周波数偏位	0.025

A-6 次の記述は、「必要周波数帯幅」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

「必要周波数帯幅」とは、与えられた発射の種別について、特定の条件のもとにおいて、使用される方式に必要な速度及び質で情報の伝送を確保するために十分な占有周波数帯幅の A をいう。この場合、低減搬送波方式の搬送波に相当する発射等 B の良好な動作に有用な発射は、これに含まれるものとする。

A	B
1 最小値	受信装置
2 最大値	受信装置
3 最小値	送信装置
4 最大値	送信装置

A-7 無線設備の安全施設に関する次の記述のうち、電波法（第30条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備のうち送信装置には、強制空冷装置その他の総務省令で定めるものを装置しなければならない。
- 2 無線設備には、他の電氣的設備から当該無線設備の機能に障害を受けることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。
- 3 無線設備には、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがないように、総務省令で定める施設をしなければならない。
- 4 無線設備の電源回路には、ヒューズ又は自動遮断機を装置しなければならない。ただし、負荷電力50ワット以下のものについては、この限りでない。

A-8 次の記述は、送信装置の周波数の安定のための条件について述べたものである。無線設備規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り A によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。
- ② 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起こり得る B によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

A	B
1 電源電圧又は負荷の変化	気圧の変化
2 電源電圧又は負荷の変化	振動又は衝撃
3 外囲の温度又は湿度の変化	気圧の変化
4 外囲の温度又は湿度の変化	振動又は衝撃

A-9 次の記述のうち、一般通信方法における無線通信の原則として、無線局運用規則（第10条）の規定に適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 4 無線通信は、これを長時間行ってはならない。

A-10 無線局が相手局を呼び出そうとする場合(注)の措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則(第19条の2)の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合を除く。

- 1 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、空中線電力を低減して呼出しをしなければならない。
- 2 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、その通信が終了した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 3 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、少なくとも10分経過した後でなければ呼出しをしてはならない。
- 4 無線局は、相手局を呼び出そうとする場合において、他の通信に混信を与える虞^{おそれ}があるときは、できる限り速やかに連絡を設定するための呼出しを行い、連絡設定後は、混信を与える虞^{おそれ}のない電波により通信を行わなければならない。

A-11 アマチュア局の無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答に関する次の記述のうち、無線局運用規則(第14条、第18条及び第26条並びに別表第4号)の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出符号が確実に判明するまで応答してはならない。
- 2 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「貴局名は何ですか」を使用して、直ちに応答しなければならない。
- 3 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち「こちらは」及び自局の呼出符号を送信して、直ちに応答しなければならない。
- 4 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出符号が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出符号の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」を使用して、直ちに応答しなければならない。

A-12 次の記述は、アマチュア局の無線電話通信において、他の無線局を一括して呼び出そうとするときに順次送信する事項を掲げたものである。無線局運用規則(第18条、第127条及び第261条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- | | |
|-----------|----------------------------|
| ① 各局 | <input type="checkbox"/> A |
| ② こちらは | 1回 |
| ③ 自局の呼出符号 | <input type="checkbox"/> B |
| ④ どうぞ | 1回 |

- | A | B |
|--------|------|
| 1 3回 | 3回以下 |
| 2 3回 | 2回以下 |
| 3 2回以下 | 2回以下 |
| 4 2回以下 | 3回以下 |

A-13 次の記述は、モールス無線通信における通信の終了について述べたものである。無線局運用規則(第12条、第13条及び第38条並びに別表第1号及び別表第2号)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な略符号を表すモールス符号を下の1から4までのうちから一つ選べ。

通信が終了したときは、「」を送信するものとする。ただし、海上移動業務以外の業務においては、これを省略することができる。

- 1 - . . . -
- 2 . - . . .
- 3 - . . -
- 4 . . . - . . -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-14 「誰がこちらを呼んでいますか。」を示すQ符号及び問符を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び第13条並びに別表第1号及び別表第2号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 --- . - . . . - - - . . .
- 2 --- . - . . . - . - - - . - . - - - -
- 3 --- . - . - . - - - - . . .
- 4 --- . - . - - - . - . - - - -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-15 アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合しない組合せはどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

	字句	モールス符号					
1	AMAZON	. -	- -	. -	- - . .	- - - -	- .
2	MECONG	- -	.	- . - .	- - - -	- .	- - .
3	HUDSON -	-	- - - -	- .
4	GANGES	- . -	. -	- .	- . -

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-16 DCYBGZ19 を表すモールス符号はどれか。無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 - . . - . - . - . - - - - - . - - . . . - - - - - - - - - - .
- 2 - . . - . - . - . - - - - - . - - . . . - - - - - - - - - - .
- 3 - . . - . - . . - - . - - - - - - - . - - - - - . - - - - - .
- 4 - . . . - . - . - . - - - - - - . - - . . . - - . . . - - - - - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

A-17 次の記述は、アマチュア無線局の無線設備が技術基準に適合していない場合について述べたものである。電波法（第71条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認めるときは、 。

- 1 当該無線設備を使用する無線局の免許を取り消さなければならない
- 2 当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、空中線の撤去を命ずることができる
- 3 当該無線設備を使用する無線局に電波の発射を命じて、その発射する電波の質を検査しなければならない
- 4 当該無線設備を使用する無線局の免許人に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる

A-18 次の記述は、受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を させることができる。

A	B
1 電波天文業務の用に供する受信設備	検査
2 電波天文業務の用に供する受信設備	撤去
3 他の無線設備	検査
4 他の無線設備	撤去

A-19 次の記述は、無線従事者の免許を与えないことができる場合について述べたものである。電波法（第42条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

次のいずれかに該当する者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。

- ① 電波法第9章（罰則）の罪を犯し A に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から B を経過しない者
- ② 電波法第79条（無線従事者の免許の取消し等）第1項第1号又は第2号の規定により無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から B を経過しない者
- ③ 著しく心身に欠陥があつて無線従事者たるに適しない者

A	B
1 罰金以上の刑	2年
2 罰金以上の刑	5年
3 懲役	2年
4 懲役	5年

A-20 次の記述は、無線従事者の免許証の返納について述べたものである。無線従事者規則（第51条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から A 以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に返納しなければならない。免許証の再交付を受けた後 B ときも同様とする。
- ② 無線従事者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そう宣告の届出義務者は、遅滞なく、その免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。

A	B
1 1箇月	電波法第42条（免許を与えない場合）第1号又は第2号に該当するに至った
2 1箇月	失った免許証を発見した
3 10日	電波法第42条（免許を与えない場合）第1号又は第2号に該当するに至った
4 10日	失った免許証を発見した

A-21 次の記述は、局の技術特性について述べたものである。無線通信規則（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 局において使用する装置の選択及び動作並びにそのいかなる発射も、 A に B 。
- ② 送信局は、無線通信規則付録第2号に定める周波数許容偏差に B 。
- ③ 送信局は、無線通信規則付録第3号に定めるスプリアス領域の不要発射の許容し得る最大電力レベルに B 。
- ④ 減幅電波の発射は、 C に対して禁止する。

A	B	C
1 その局の属する国の主管庁が定める規則	適合しなければならない	アマチュア局
2 その局の属する国の主管庁が定める規則	適合するよう努力するものとする	すべての局
3 無線通信規則	適合しなければならない	すべての局
4 無線通信規則	適合するよう努力するものとする	アマチュア局

A-22 局の識別に関する次の記述のうち、無線通信規則（第19条）の規定に適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 虚偽の又はまぎらわしい識別表示を使用する伝送は、すべて禁止する。
- 2 識別信号は、手動による速度で伝送する国際モールス符号の形式をとらなければならない。
- 3 アマチュア業務においては、すべての伝送は、実行可能な場合には、識別信号を伴うものとする。
- 4 異なる国のアマチュア局相互間の伝送においては、地上コマンド局とアマチュア衛星業務の宇宙局との間で交わされる制御信号は、局の識別を可能とするため暗号化されたものであってはならない。

A-23 次の記述は、無線局からの混信を防止するための措置について述べたものである。無線通信規則（第15条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 混信を避けるために、送信局の A 及び、業務の性質上可能な場合には、受信局の A は、特に注意して選定しなければならない。
- ② 混信を避けるために、不要な方向への輻射及び不要な方向からの受信は、業務の性質上可能な場合には、 B の C をできる限り利用して、最小にしなければならない。

	A	B	C
1	無線設備	送信設備及び受信設備	利点
2	無線設備	指向性のアンテナ	電気的特性
3	位置	指向性のアンテナ	利点
4	位置	送信設備及び受信設備	電気的特性

A-24 次の記述は、無線通信の秘密について述べたものである。無線通信規則（第17条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を A を執ることを約束する。

- (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受すること。
- (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その B を漏らし、又はそれを C こと。

	A	B	C
1	予防するために実行可能な措置	内容	公表若しくは利用する
2	禁止し、及び防止するために必要な措置	内容若しくは単にその存在	公表若しくは利用する
3	予防するために実行可能な措置	内容若しくは単にその存在	他人の用に供する
4	禁止し、及び防止するために必要な措置	内容	他人の用に供する

B-1 無線局の免許状に関する次の記述のうち、電波法（第14条及び第24条）及び無線局免許手続規則（第22条及び第23条）の規定に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 総務大臣は、無線局の免許を与えたときは、免許状を交付する。
- イ 無線局の免許人は、無線局の免許がその効力を失ったときは、直ちに免許状を廃棄しなければならない。
- ウ 無線局の免許人は、免許状を破損し、汚し、又は失ったときは、10日以内に免許状の再交付の申請をしなければならない。
- エ 無線局の免許人は、免許状の訂正を受けようとするときは、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、事由及び訂正すべき箇所を付して、その旨を申請するものとする。
- オ 無線局の免許人は、免許状の再交付を受けた場合は、遅滞なく旧免許状を返さなければならない。ただし、免許状を失った等のためにこれを返すことができない場合は、この限りでない。

B-2 次の記述のうち、送信空中線の型式及び構成等が適合しなければならない条件として、無線設備規則（第20条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

- ア 整合が十分であること。
- イ 十分な指向特性が得られること。
- ウ 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- エ 通達距離を必要最小限度にとどめるものであること。
- オ 空中線の近傍にある物体による影響をなるべく受けないものであること。

B-3 次の記述は、アマチュア無線局の目的外使用の禁止等について述べたものである。電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は ア の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)に掲げる通信については、この限りでない。
 (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) イ (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合には、 ウ、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合には、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
 (1) 免許状に エ であること。
 (2) 通信を行うため オ であること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 1 通信の相手方 2 通信の相手方若しくは通信事項 3 非常通信 4 記載されたもの
 5 電波法第74条（非常の場合の無線通信）第1項に規定する通信 6 記載されたものの範囲内
 7 無線設備 8 無線設備の設置場所 9 十分なもの 10 必要最小のもの

B-4 次に掲げるアルファベットの字句及びモールス符号の組合せについて、無線局運用規則（第12条及び別表第1号）の規定に照らし、アルファベットの字句とその字句を表すモールス符号が適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

字句	モールス符号
ア CHARLIE	- - - - . - -
イ HOTEL - - - - - . . - .
ウ NOVEMBER	- . . - - - - . - - - - .
エ UNIFORM	. . - - - . . - - - - . - . - -
オ VICTOR - . . - . - . - - - - - . - .

注 モールス符号の点、線の長さ及び間隔は、簡略化してある。

B-5 次の記述は、総務大臣への報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次に掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
 (1) ア を行ったとき。
 (2) イ 運用した無線局を認めたとき。
 (3) 無線局が外国において、あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされたとき。
- ② 総務大臣は、 ウ その他無線局の エ するため必要があると認めるときは、 オ に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

- 1 試験電波の発射 2 非常通信 3 無線従事者 4 免許人
 5 無線通信の秩序の維持 6 混信の防止 7 運用の状況を把握 8 適正な運用を確保
 9 長時間にわたり 10 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して

B-6 次の記述は、許可書について述べたものである。無線通信規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 送信局は、その属する国の政府が適当な様式で、かつ、 ア 許可書がなければ、個人又はいかなる団体においても、 イ することができない。
- ② 許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定の定めるところにより、 ウ を守ることを要する。さらに許可書には、局が受信機を有する場合には、受信することを許可された無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及びこのような通信を偶然に受信した場合には、これを再生し、第三者に通知し、又は エ してはならず、かつ、 オ さえも漏らしてはならないことを明示又は参照の方法により記載していなければならない。

- 1 その政府が発給し、又は承認した 2 無線通信規則に従って発給する 3 運用
 4 設置し、又は運用 5 電気通信の秘密 6 公衆通信の秘密
 7 自己の利益のために使用 8 いかなる目的にも使用
 9 その内容 10 その存在